○国内産糖交付金交付要綱

[平成12年9月29日付12農畜団第1473号] [平成12年9月27日付12食流第3033号承認] 改正 平成12年12月15日付12農畜団第1988号 平成12年12月15日付12食流第3790号承認 平成15年10月1日付15農畜機第56号 平成19年4月18日付18農畜機第4702号 平成21年9月7日付21農畜機第2377号 平成23年10月3日付23農畜機第2855号 平成23年10月3日付26農畜機第2135号 平成26年8月5日付26農畜機第5630号 平成27年3月31日付26農畜機第5630号 平成27年6月22日付27農畜機第1455号 平成29年3月21日付28農畜機第6302号 平成31年4月26日付31農畜機第552号 令和3年3月31日付2農畜機第7466号

第1 趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という。)第21条の規定により行う国内産糖交付金(以下「交付金」という。)の交付に関しては、価格調整法、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令(昭和40年政令第282号)、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年農林省令第43号。以下「価格調整法施行規則」という。)及び独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 交付金の交付

機構は、価格調整法第 21 条の規定により、同条に規定する対象国内産糖製造事業者(以下「製造事業者」という。)に対し、その製造する国内産糖(価格調整法第 21 条に規定する国内産糖をいう。以下同じ。)につき、交付金を交付するものとする。

第3 交付金の交付対象者要件

交付金の交付対象となる製造事業者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 価格調整法施行規則第25条に規定する基準に適合する施設において国内産糖を製造していること。
- (2)対象甘味資源作物生産者(価格調整法第19条に規定する対象甘味資源作物生産者をいう。以下同じ。)に対して支払う甘味資源作物の対価について、価格調整法施行規則第26条に定める基準を満たす方法により算定することをあらかじめ対象甘味資源作物生産者と約定していること。
- (3) 価格調整法施行規則第27条第1項各号に規定する事項を記載した、その事業の合理化その他経営の改善を図るための措置に関する計画(以下「経営改善計画」という。)を作成し、その内容が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けていること。

第4 交付金の交付対象者要件の審査申請

1 交付金の交付を受けようとする製造事業者は、原則として、毎年8月31日までに、別紙様式第1号の国内産糖交付金交付対象者要件審査申請書を自ら又は第11の規定に基づき自らの権限を委任した者を通じて独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)に提出し、第3の交付金の交付対象者要件を満たしていることの審査を受けなければならない。

ただし、審査を受けた国内産糖交付金交付対象者要件審査申請書の内容に変更がない場合は、翌砂糖年度以降に係る当該申請書の提出を省略できるものとする。

- 2 理事長は、1の規定による審査を行った場合は、別紙様式第2号の国内産 糖交付金交付対象者要件審査結果通知書により、当該申請を行った製造事業 者(当該製造事業者から第11の規定に基づき権限の委任を受けた者を含む。 以下「製造事業者等」という。) にその結果を通知するものとする。
- 3 製造事業者は、審査を受けた交付金交付対象者要件に変更があるときは、 別紙様式第3号の国内産糖交付金交付対象者要件審査申請書(変更)を自ら 又は第11の規定に基づき自らの権限を委任した者を通じて理事長に提出し、 第3の交付金交付対象者要件を満たしていることの審査を受けなければな らない。
- 4 理事長は、3の規定による審査を行った場合は、別紙様式第4号の国内産 糖交付金交付対象者要件審査結果通知書(変更)により、当該申請を行った 製造事業者等にその結果を通知するものとする。

第5 交付金の金額

機構が交付する交付金の金額は、第4の2又は4の通知を受けた製造事業者等ごとに、価格調整法第22条第2項により定められる交付金の単価に、その申請に係る製造事業者が製造し、価格調整法施行規則第28条に規定する期間内に販売した国内産糖の数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

第6 交付金の交付申請計画数量

- 1 製造事業者等は、価格調整法施行規則第28条に規定する国内産糖の販売の期間における国内産糖の販売見込数量を基礎とした交付申請先として予定する機構の特産業務部又は事務所(独立行政法人農畜産業振興機構組織規程(平成15年10月1日付け15農畜機第85号)第2条に規定する特産業務部又は事務所をいう。以下同じ。)別の四半期別の交付金交付申請計画数量を、別紙様式第5-1号の国内産糖交付金四半期別交付申請計画書により、次の各号に掲げる期日までに理事長に届け出るものとする。
 - (1) てん菜糖 砂糖年度における四半期ごとの最初の交付申請を行う10日 前
 - (2) 甘しゃ糖 砂糖年度において最初の交付申請を行う四半期にあっては 最初の交付申請を行う第8の2に規定する期間の初日の10日前、その後 の四半期にあっては当該四半期の初日の10日前
- 2 1の届出を行った製造事業者等は、当該届出を行った国内産糖交付金四半期別交付申請計画書の内容に変更があったときは、速やかに別紙様式第5-2号の国内産糖交付金四半期別交付申請計画書(変更)により理事長に届け出るものとする。ただし、その変更内容が交付金交付申請計画数量の計の20%以内の減少である場合はこの限りでない。

第7 申請に係る国内産糖の検査

- 1 製造事業者は、理事長が別に定める方法に基づき、その申請に係る国内産 糖について、当該国内産糖が価格調整法施行規則第24条の表の上欄の種類ご とに同表の下欄に掲げる規格を満たしていることの検査を行うものとする。
- 2 1の検査は、理事長が別に定める要件を満たす者が行うものとし、製造事業者等は当該検査を行う者を、最初に第8の交付申請を行う砂糖年度の開始の日の1月前までに、別紙様式第6-1号の国内産糖検査機関届出書により理事長に届け出るものとする。
- 3 製造事業者等は、2の規定により届け出た国内産糖検査機関届出書の内容

に変更があった場合は、速やかに、別紙様式第6-2号の国内産糖検査機関 届出書(変更)により理事長に届け出るものとする。

4 理事長は、必要に応じ、1の検査に併せて、機構の職員又は機構の指定する者に検査をさせるものとする。

第8 交付金の交付申請

- 1 交付金の交付を受けようとする製造事業者は、別紙様式第7号の国内産糖交付金交付申請書(その申請に係る国内産糖の数量が、対象甘味資源作物生産者、対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第2条第4項に規定するものをいう。以下同じ。)又は経営所得安定対策交付金(てん菜の生産面積に応じて交付する交付金又はてん菜の品質及び生産量に応じて交付する交付金に限る。以下同じ。)の交付を受けた者から売渡しを受けた当該年産の甘味資源作物の数量を国内産糖に換算した数量の範囲内となるものであること、価格調整法第19条に規定する指定地域において製造されたものであること及び既に価格調整法第21条の規定による交付金の交付がされたものではないことを誓約する書面を含む)の2通を自ら又は第11の規定に基づき自らの権限を委任した者を通じて、第6の国内産糖交付金四半期別交付申請計画書に記載した事務所を経由して又は直接理事長に提出するものとする。
- 2 1の交付申請を行う期間は、毎月の1日から15日までを上期、16日から月 の末日までを下期として、各々受け付けるものとする。
- 3 1の交付申請書には、次の各号に掲げる書面を添付するものとする。
- (1)第7の1に規定する検査に基づく、その申請に係る国内産糖が価格調整 法施行規則第24条の表の上欄の種類ごとに同表の下欄に掲げる規格を満 たすものであることを証する別紙様式第8号の国内産糖検査確認書
- (2) その申請に係る国内産糖の数量が、製造事業者等がその申請の日の前3 月以内に販売した国内産糖の数量の全部又は一部に相当する数量であること等を証する別紙様式第9号の国内産糖売買証明書又はこれに準ずる書面として機構が認めたもの

第9 交付金の交付決定等

理事長は、第8の1の規定により交付金交付申請書を提出した製造事業者等 に対し、第8の3の添付書面を確認の上、別紙様式第7号の国内産糖交付金交 付決定通知書を当該製造事業者等に発行することにより交付金の交付決定を 通知するとともに、交付金を交付するものとする。

第10 甘味資源作物売渡報告書

製造事業者等は、甘味資源作物の買入完了後速やかに、てん菜糖の製造事業者等にあっては別紙様式第 10-1 号の甘味資源作物売渡報告書(てん菜)を、甘しゃ糖の製造事業者等にあっては別紙様式第 10-2 号の甘味資源作物売渡報告書(さとうきび)を理事長に提出するものとする。

第11 事務手続の委任

- 1 製造事業者は、この要綱に定める諸手続に関する権限を委任することができるものとする。
- 2 製造事業者は、1の委任をした場合は、当該委任関係を確認することができる書面を自ら又は当該権限を委任した者を通じて遅滞なく理事長に提出するものとする。
- 3 製造事業者は、2の規定により提出した書面の内容に変更があった場合は、 自ら又は自らの権限を委任した者を通じて遅滞なく理事長に届け出るもの とする。
- 4 製造事業者が交付金の受領の権限を委任した場合、当該権限を受任した者は、当該製造事業者に係る交付金の当該製造事業者に対する支払いを完了したときは、速やかに、別紙様式第11号の国内産糖交付金支払完了報告書を理事長に提出するものとする。

第12 交付金の返還

- 1 機構は、農林水産大臣から、製造事業者が正当な理由がなく、価格調整法 第37条の規定による勧告に従わない旨の価格調整法第38条第1項に基づく 通知があったときは、同条第2項の規定により、当該製造事業者に対し、交 付すべき交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した交付金の全部 若しくは一部を返還させることができるものとする。
- 2 1のほか、機構は、製造事業者等が偽りその他不正の手段により交付金の 交付を受けたときは、当該製造事業者に対してその交付した交付金の全部若 しくは一部を返還させることができるものとする。

第13 報告及び調査

理事長は、この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に必要な限度におい

て、製造事業者等に対し、必要な事項の報告を求め、又は機構の職員に、当該 製造事業者等の帳簿その他の物件を調査させることができるものとする。

第14 申請書類等の文書保存期間

製造事業者等は、交付金の交付申請に係る書類及び交付に係る書類(電磁的 方法により行われたものを含む。)を、交付金の交付を受けた砂糖年度の翌砂 糖年度から起算して5年間保存しなければならないものとする。

第15 実施細則

- 1 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に必要な事項については理事 長が別に定める。
- 2 この要綱に定める申請、届け出、通知その他の手続きは、前項により理 事長が別に定めるものを含め、電磁的方法により行うことができる。この 場合において、機構はあらかじめ情報漏洩等の防止措置を講ずるものとし、 機構及び製造事業者等は誤送付等を防止するため、双方が電話連絡等によ り確認を行うものとする。
- 附 則(平成12年12月15日付12農畜団第1988号)
 - この要綱は、平成13年1月6日から施行する。
- 附 則(平成15年10月1日付15農畜機第56号)
 - この要綱は、平成15年10月1日から施行する。
- 附 則(平成19年4月18日付18農畜機第4702号)
- 1 この要綱の改正は、平成19年4月18日から施行する。
- 2 国内産糖交付金交付要領(平成12年9月29日付12農流一第30号)は廃止する。
- 3 この要綱は、平成19年1月1日以後には種されるてん菜又は同年10月1日 以後に収穫されるさとうきびを原料として製造される国内産糖について適 用し、同年1月1日前には種されたてん菜又は同年10月1日前に収穫される さとうきびを原料として製造される国内産糖に係る改正前の国内産糖交付 金交付要綱及び廃止前の国内産糖交付金交付要領による交付金の交付につ いては、なお従前の例による。
- 附 則 (平成21年9月7日付21農畜機第2377号)
 - この要綱の改正は、平成21年9月7日から施行する。
- 附 則 (平成23年10月3日付23農畜機第2855号)
 - この要綱の改正は、平成23年10月3日から施行する。

- 附 則(平成26年8月5日付26農畜機第2135号)
 - この要綱の改正は、平成26年8月5日から施行する。
- 附 則(平成27年3月31日付26農畜機第5630号)
 - この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則(平成27年6月22日付27農畜機第1455号)
 - この要綱の改正は、平成27年6月22日から施行する。
- 附 則 (平成29年3月21日付28農畜機第6302号)
 - この要綱の改正は、平成29年3月21日から施行する。
- 附 則(平成31年4月26日付31農畜機第552号)
- 1 この要綱の改正は令和元年5月1日から施行し、令和元砂糖年度から適用する。
- 2 この要綱の改正前に行われた別紙様式第6-1及び6-2号による届出は、改正後においてもなお有効であるものとする。
- 附 則(令和3年3月31日付2農畜機第7466号)
 - この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。

独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長 殿

製造事業者等 住所·名称·代表者名

国内産糖交付金交付対象者要件審査申請書

国内産糖交付金の交付申請に際し、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第21条に 定める対象者要件を満たしていることの審査を受けたいので、国内産糖交付金交付要綱 第4の1の規定に基づき申請します。

記

- 1 製造施設
- (1) 製造品目
- (2) 原料とする作物
- (3) 製造施設の設置場所
- (4) 製造施設の概要
 - ① 製造施設の種類、形式、能力及び数

番号	設備名	機械装置名	型式	仕様及び能力	数量	備考
	原料さい断設備					
	原料圧搾設備又は 糖汁浸出設備(※)					
	清浄設備					
	濃縮設備					
	結晶設備					
	分みつ設備					

(注) (※) てん菜糖については糖汁浸出設備、甘しゃ糖についてはいずれかについて記載すること。

- ② 工場規模(1日当たり平均原料処理能力)
- 2 原料作物の対価に関する生産者との約定について 別添○のとおり
- 3 経営改善計画に関する農林水産大臣の認定について 別添○のとおり

【記載注意】

- 1 製造品目には、てん菜糖又は甘しゃ糖の別を記載すること。
- 2 製造施設の設置場所及び製造施設の概要は工場ごとに記載すること。

【添付書類】

- 1 主要施設の配置図及び製造工程図
- 2 原料作物生産者との約定書の写し
- 3 経営改善計画の農林水産大臣による認定書の写し

(別紙様式第2号)

 番
 号

 令和
 年
 月

 日

会社名等

役職名 氏名 あて

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長

国内産糖交付金交付対象者要件審査結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった国内産糖交付金交付対象者要件審査について、国 内産糖交付金交付要綱第4の2の規定に基づき、下記のとおり審査結果を通知します。

記

審査結果

(記載例)

申請内容について、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第21条に定める対象者要件を満たしていることを確認しました。

(別紙様式第3号)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長 殿

製造事業者 住所·名称·代表者名

国内産糖交付金交付対象者要件審査申請書 (変更)

令和 年 月 日付け 農畜機第 号により先に審査結果通知を受けた国内産糖交付金の交付対象者要件の内容を下記のとおり変更したので、国内産糖交付金交付要綱第4の3の規定に基づき申請します。

記

- 1 製造施設
- (1) 製造品目
- (2) 原料とする作物
- (3) 製造施設の設置場所
- (4) 製造施設の概要
 - ① 製造施設の種類、形式、能力及び数

番号	設備名	機械装置名	型式	仕様及び能力	数量	備考

- (注) 備考欄には、「付設(追加)」、「更新・改造」(能力の変更を伴わないものを除く)、「廃止」、「移設」の別を記載すること。
- ② 変更の内容及び変更を必要とする理由
- ③ 変更に伴う工場規模(1日当たり平均原料処理能力)の異動
- ④ 変更の時期

- 2 原料作物の対価に関する生産者との約定について
 - (1) 変更の内容及び変更を必要とする理由
 - (2) 変更の時期
 - (3) 変更後の原料作物生産者との約定書の写し 別添○のとおり
- 3 経営改善計画に関する農林水産大臣の認定について
 - (1) 変更の内容及び変更を必要とする理由
 - (2) 変更の時期
 - (3) 変更後の経営改善計画の農林水産大臣認定書 別添○のとおり

【記載注意】

変更があった項目のみ記載すること。

【添付書類】

必要に応じて以下の書類を添付すること。

- (1) 変更に係る主要施設の配置図及び製造工程図
- (2) 変更後の原料作物生産者との約定書の写し
- (3) 変更後の経営改善計画の農林水産大臣による認定書の写し

(別紙様式第4号)

 番
 号

 令和
 年
 月

 日

会社名

役職名 氏名 あて

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長

国内産糖交付金交付対象者要件審査結果通知書 (変更)

令和 年 月 日付けで申請のあった国内産糖交付金交付対象者要件審査(変更)について、国内産糖交付金交付要綱第4の4の規定に基づき、下記のとおり審査結果を通知します。

記

審査結果

(記載例)

申請(変更)の内容について、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第21条に定める対象者要件を満たしていることを確認しました。

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長 殿

製造事業者 住所·名称·代表者名

国内産糖交付金四半期別交付申請計画書

国内産糖交付金交付要綱第6の1の規定に基づき、令和 砂糖年度第 ・四半期における国内産糖交付金の交付申請計画を下記のとおり届け出ます。

記

(種類:)

	交 付 金 ろ	ど 付 申 請 計	画 数 量 (トン)	
期	別	(事務所名)	(事務所名)	計
/r:	上期			
年月	下期			
月	計			
年月	上期			
4 月	下期			
月	計			
年月	上期			
年月	下期			
月	月計			
	+			

【記載注意】

- 1 種類欄には、てん菜糖又は甘しゃ糖の別を記載すること。
- 2 トン未満は切り上げること。
- 3 交付金交付申請計画数量は申請予定事務所ごとに記載することとし、必要に応じて同欄を加減して使用すること。また、機構本部へ申請する場合は、同欄に「本部」と記載すること。

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長 殿

製造事業者 住所·名称·代表者名

国内産糖交付金四半期別交付申請計画書(変更)

国内産糖交付金交付要綱第6の2の規定に基づき、令和 砂糖年度第 ・四半期における変更後の国内産糖交付金の交付申請計画を下記のとおり届け出ます。

記

(種類:)

		交	付	金	交	付	申	請	計	画	数	量 (トン)		
期		別				(事務	所名)		(事	务 所4	名)		計	
左 日		-	上期												
年月		-	下期												
	月	計													
年月		_	上期												
十 月		-	下期												
	月	計													
左 日		-	上期												
年月	月	-	下期												
月計															
	言	+													

【記載注意】

- 1 変更部分については、該当箇所に変更後の事務所名又は数量を記載するとともに、変 更前の事務所名又は数量を上段括弧書きとすること。
- 2 トン未満は切り上げること。
- 3 申請済みの分は実績を記載すること。

国内産糖検査機関届出書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長 殿

> 製造事業者 住所·名称·代表者名

国内産糖交付金交付要綱第7の2の規定に基づき、国内産糖交付金の交付申請に係る国内 産糖の検査機関を下記のとおり届け出ます。

記

検査機関の住所・名称・代表者名	該当要件	備考

【記載注意】

- 1 複数の検査機関が検査を行う場合は、それらのすべての検査機関を記載すること。
- 2 該当要件欄は、以下のいずれかのうち該当する要件の○数字を記載すること。

①国内産糖検査要領第2(1) ②国内産糖検査要領第2(2)

【添付書類】

上記①又は②の該当要件を満たしていることを証する書面(①の場合は登録検査機関であることを証する書面、②の場合は検査員の経験年数及び人数を記載した書面並びに所有する機械器具その他の設備を記載した書面並びに検査機関の組織を記載した書面等)を添付すること。

国内産糖検査機関届出書(変更)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

製造事業者 住所·名称·代表者名

令和 年 月 日付けで届け出た国内産糖の検査機関について、下記のとおり変更したので、国内産糖交付金交付要綱第7の3の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 検査機関の名称
- 2 変更項目
- 3 変更内容

変更後	変更前	変更年月日

【記載注意】

変更項目は、「検査機関の住所・名称・代表者名」、「該当要件」のうち、該当する項目を記載すること。

【添付書類】

該当要件の変更の場合は、変更後の該当要件を満たしていることを証する書面を添付すること。

国内産糖交付金交付申請書 (令和 年 月 上・下 期)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長 殿

製造事業者

住所・名称・代表者名

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第21条の国内産糖交付金の交付を受けたいので、砂糖及びでん粉の価格 調整に関する法律施行令第27条第1項の規定に基づき、所定の書類を添えて申請します。なお、交付決定の上は、 当該交付決定金額を下記の口座に振り込まれたく、併せて請求します。

記

(種類:

糖種	製造年度	申請数量(kg)	交付金単価(円/トン)	交付申請額 (円)	備考
申請計					

【記載注意】 1 販売年度が異なる場合は別葉とすること。

)

- 2 種類欄は、てん菜糖又は甘しゃ糖の別を記載すること。
- 3 糖種欄は、てん菜糖にあってはグラニュー糖、上白糖、その他の分みつ糖の別、甘しゃ糖にあっては甘しゃ分みつ糖と記載すること。
- 4 申請数量はkgまで記載し、交付申請額は円未満を切り捨てること。
- 5 沖縄本島において製造される甘しゃ糖については、備考欄に本島内販売又は本島外販売の別を記載すること。

【添付書類】 別紙様式第8号及び第9号又は本申請に係る国内産糖の販売時期、販売数量等を証する書面を添付すること。

	銀行名	支店名
振込口座	口座番号	普・当
	口座名義人	

誓約書

令和 年 月 日

貴機構に対し交付金の交付申請をした上記の国内産糖の数量は、対象甘味資源作物生産者(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(以下「価格調整法」という。)第19条に規定するものをいう。以下同じ。)、対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第2条第4項に規定するものをいう。以下同じ。)又は経営所得安定対策交付金(てん菜の生産面積に応じて交付する交付金又はてん菜の品質及び生産量に応じて交付する交付金に限る。以下同じ。)の交付を受けた者から売渡しを受けた当該年産の甘味資源作物の数量を国内産糖に換算した数量の範囲内となるものであること、価格調整法第19条に規定する指定地域において製造されたものであること及び既に価格調整法第21条の規定による交付金の交付がされたものではないことを誓約します。なお、生産者から原料の売渡しを受けた後、当該生産者が対象甘味資源作物生産者、対象農業者又は経営所得安定対策交付金の交付を受けた者の要件を充足していないことが判明した場合は、当該生産者から売渡しを受けた当該年産の甘味資源作物の数量を国内産糖に換算した数量に係る交付金を返還致します。

製造事業者

住所・名称・代表者名

国内産糖交付金交付決定通知書

殿

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長名

上記のとおり交付決定します。

国内産糖検査確認書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長 殿

令和 年 月 日付け国内産糖交付金交付申請に係る国内産糖については、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第24条に定める規格に適合していることが確認された別添国内産糖検査結果通知書の検査数量累計の内数であることに相違ありません。

製造事業者 住所·名称·代表者名

【添付書類】

検査機関が発行した国内産糖検査要領別添様式の国内産糖検査結果通知書の写しを添付すること。ただし、前回の交付申請時までに既に提出済みで、今回の交付申請に係る数量が検査数量累計の内数である場合は添付を省略することができる。

国内産糖売買証明書

種類	糖種	販売年月日	販売数量 (kg)	備考

【記載注意】

- 1 種類欄には、てん菜糖又は甘しゃ糖の別を記載すること。
- 2 糖種欄には、てん菜糖にあってはグラニュー糖、上白糖、その他の分みつ糖の別、甘しゃ糖にあっては甘しゃ分みつ糖と記載すること。
- 3 沖縄本島において製造される甘しゃ糖については、備考欄に本島内販売又は本島外販売の別を記載すること。

【添付書類】

国内産糖交付金交付申請書の申請数量が本証明書の販売数量の内数となる場合は、別添国内産糖売 買明細書を添付すること。

甲が製造した国内産糖を上記のとおり売買したことを確認する。

令和 年 月 日

甲 住 所

(売主) 名称

代表者又は責任者の氏名

 \angle

(買主) 住 所

名 称

代表者又は責任者の氏名

No.

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長 殿

製造事業者 住所·名称·代表者名

国内産糖売買明細書

令和 年 月 日付け国内産糖売買証明書の販売数量の内訳は以下のとおりです。

(売買証明書No.)

区分	種類	糖種	販売 年月日	販売数量 (kg)	備考				
証明書に記載さ	れた販売数量								
既交付申請済数量 (B)									
今回交付申請									
数量該当分									
		 小計 (C)							
		\1.El (C)							
その他の数量									
(交付金対象外)									
	合計 (C) + (D) = (E)								
	証明残数量 (A)	$ \overline{(B) - (E)}$							

【記載注意】

- 1 種類欄には、てん菜糖又は甘しゃ糖の別を記載すること。
- 2 糖種欄には、てん菜糖にあってはグラニュー糖、上白糖、その他の分みつ糖の別、甘しゃ糖にあっては甘しゃ分みつ糖と記載すること。
- 3 沖縄本島において製造される甘しゃ糖については、備考欄に本島内販売又は本島外販売の別を記載すること。

甘味資源作物売渡報告書(てん菜)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

製造事業者 住所·名称·代表者名

下記のとおり、原料てん菜を砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19 条に規定する対象甘味資源作物生産者、農業の担い手に対する経営安定のため の交付金の交付に関する法律第2条第4項に規定する対象農業者又は経営所 得安定対策交付金の交付を受けた者から売り渡されたことを報告します。

記

売渡期間	売渡数量
自令和 年 月 日	kg
至令和 年 月 日	

【添付書類】

別添甘味資源作物売渡等明細書を添付すること。

甘味資源作物売渡等明細書

 自
 令和
 年
 月
 日

 至
 令和
 年
 月
 日

(種類: てん菜)

1 対象甘味資源作物生産者、対象農業者又は経営所得安定対策交付金の交付を受けた者						
対象農業者等コード	氏 名	売渡等数量	糖度	畑糖量	備考	
刈ぶ辰来有守コート	以 名	(kg)	(%)	(kg)		
小 計 ①						
交付金対象	分					
交付金対象	外分					
2 その他 ②						
3 合計 (①+②)						

【記載注意】

- 1 対象農業者等コード欄には、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)のⅢの3の(5)の規定により交付申請者ごとに付与された交付申請者管理コードを記載すること。
- 2 備考欄には、(見合いの)産糖量実績見込(kg)を記載すること。

甘味資源作物売渡報告書(さとうきび)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

製造事業者

住所・名称・代表者名

下記のとおり、原料さとうきびを砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19 条に規定する対象甘味資源作物生産者から売り渡されたことを報告します。

記

売渡期間	売渡数量
自令和 年 月 日	kg
至令和 年 月 日	

【添付書類】

別添甘味資源作物売渡等明細書を添付すること。

(別添)

甘味資源作物売渡等明細書

 自 令和
 年
 月
 日

 至 令和
 年
 月
 日

(種類: さとうきび)

		売渡等数量 (kg)	備考
1	対象甘味資源作物生産者 ①		
	交付金対象分		
	交付金対象外分		
2	その他 ②		
3	合計 (①+②)		

【記載注意】

備考欄には、(見合いの)産糖量実績見込(kg)を記載すること。

(別紙様式第11号)

国内産糖交付金支払完了報告書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

(交付金代理受領者) 住所・名称・代表者名

以下のとおり、製造事業者から委任を受けて受領した交付金を当該製造事業者に支払ったので、報告します。

(種類:)

支払日	製造事業者	交付金の額	交付決定日	交付決定番号	備考
令和 年 月 日	令和 年 月 日提	円	令和 年 月 日		
	出の委任状記載の者				

【記載注意】

種類欄には、てん菜糖又は甘しゃ糖の別を記載すること。